

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	有限会社にった	石岡市碁石沢10864番地	593

### 2. 指名停止措置期間

令和8年3月23日 から 令和8年5月22日 2箇月間

### 3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設工事及び物品納入・役務の提供等

### 4. 事実概要

有限会社にったは、「令和7年度 バス専用道路緑地維持管理業務委託」において、仕様書に定める業務の完成が見込めないため、業務委託契約約款第32条により契約解除となった。

### 5. 指名停止理由

契約締結後に受注者の責により契約解除となることは、行為義務に反し、石岡市との信頼関係を著しく損なう行為であることから、かかる行為は「石岡市建設工事等請負業者 指名停止等措置要綱」別表第2 第15号(3)「不誠実な行為」に該当する。

### 参考

#### ○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2 (抜粋)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1)(2) 略 (3) その他、業務に関し不正又は不誠実な行為があったと市長が認めたとき。	当該認定をした日から <u>1月以上12月以内</u>